税務課

5月は軽自動車税の納期です

5月31日(木) です!

軽自動車税は軽自動車等をお持ちの人にかかる町の税金です。車種や年式によって 額が変わります。詳細は下記表をご覧ください。

11 X1	が変わりより。 計画は「 山衣で こ見 \ たご V'。						
		年税額					
			平成30年度				
原			50cc以下	2,000円			
付			50cc超90cc以下			2,000円	
וער		90cc超125cc以下				2,400円	
			軽二輪(125cc超250cc以	以下)		3,600円	
		旧税率	平成27年3月31日以前に新規登録	3,100円			
	三輪	新税率	平成27年4月1日以降に新規登録した車両			3,900円	
		重課税率	平成30年4月で車検証の初度検査年月から13年を経過した車両			4,600円	
		(軽課税率)	平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日)までに 新車新規登録をした一定の性能を有する車両 (※1)			1,000円	
			平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日)までに 新車新規登録をした一定の性能を有する車両 (※2)			2,000円	
			平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日)までに 新車新規登録をした一定の性能を有する車両 (※3)			3,000円	
	Ī				乗用(自家用)	7,200円	
		旧税率	平成27年3月31日以前に 新規登録した車両		貨物(自家用)	4,000円	
		10104			乗用(営業用)	5,500円	
					貨物(営業用)	3,000円	
		新税率	平成27年4月1日以後に 新規登録した車両		乗用(自家用)	10,800円	
±▽					貨物(自家用)	5,000円	
軽					乗用(営業用)	6,900円	
自動					貨物(営業用)	3,800円	
車		重	平成30年4月で車検証の初度検査年月から13年を経過した車両		乗用(自家用)	12,900円	
半		課			貨物(自家用)	6,000円	
		税 率			乗用(営業用)	8,200円	
	四				貨物(営業用)	4,500円	
	輪	グリーン化特例(軽課税率)	平成29年度(平成29年4月1日	から平し	乗用(自家用)	2,700円	
			成30年3月31日) までに新規登録をし		貨物(自家用)	1,300円	
			た一定の機能を有する車両 (※1		乗用(営業用)	1,800円	
			た たの機能を有する単岡(※1)	/	貨物(営業用)	1,000円	
			平成29年度(平成29年4月1日	から平し	乗用(自家用)	5,400円	
			成30年3月31日)までに新規登録をし		貨物(自家用)	2,500円	
			た一定の機能を有する車両 (※2)		乗用(営業用)	3,500円	
			元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	-/	貨物(営業用)	1,900円	
			平成29年度(平成29年4月1日	から平し	乗用(自家用)	8,100円	
			成30年3月31日)までに新規登	∳録をし -	貨物(自家用)	3,800円	
			た一定の機能を有する車両 (※3		乗用(営業用) 貨物(営業用)	5,200円	
			2,900円				
		3,600円					
		6,000円					
		2,400円					
		5,900円					
		3,700円					

グリーン化特例(※1, ※2, ※3)に該当する車両については軽課税率が適用されます。なお、グリーン化特例(軽課税率)は平成31年度までです。

- ※1 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減、又は平成30年排出ガス規制適合)
- ※1 電双目 助平・大然ガス軽目助平(干成21平折田ガス10%に減、又は干成30平折田ガス規制適合) ※2 乗用:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) 又は平成30年排出ガス規制50%低減達成、かつ平成32年度燃費基準+30%達成車。
 - 揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★ 又は平成30年排出ガス規制50%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- ※3 乗用:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★) 又は平成30年排出ガス規制50%低減達成、かつ平成32年度燃費基準達成車+10%達成車
 - 貨物:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)
 - 又は平成30年排出ガス規制50%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車。

●廃車に関するご案内

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で所有(登録)している場合に、年税額が課 税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度分の税金を 納めていただくことになります。

~ご注意とお願い~

- ・現物を廃棄処分されただけでは登録が残ることになりま す。すみやかに廃車手続きを行ってください。
- ・知人等に譲渡した場合も名義変更が必要です。(手続き漏れ の場合は、前所有者に納税通知書が送られます)
- ・盗難に遭われた場合でも、警察への盗難届出に加えて、廃 車手続きが必要です。
- ・車両別の申告手続きについては、右のとおりになります。 問合せ 税務課 課税担当 ☎62-2153

車 種	申 告 場 所
原動機付自転車	嵐山町役場 税務課
小型特殊自動車	☎ 0493−62−2153
二輪の小型自動車 軽自動車 (二輪)	〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原701-4 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車 (三輪・四輪)	〒360-0841 熊谷市新堀北原960-2 軽自動車検査協会 ☎050-3816-3112

税務課

平成30年度 納税カレンダー

納期月	税目	期別	納期限
5月	固定資産税 軽自動車税	第1期第1期	5月31日休
6月	町県民税	第1期	7月2日(月)
7月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第2期 第1期 第1期 第1期	7月31日(火)
8月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第2期	8月31日金
9月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第3期	10月1日(月)

納期月	税目	期別	納期限
10月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第3期 第4期 第4期 第4期	10月31日㈱
11月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第5期	11月30日金
12月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第3期 第6期 第6期 第6期	12月25日(火)
1月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第4期 第7期 第7期 第7期	平成31年 1月31日(木)
2月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第4期 第8期 第8期 第8期	2月28日休

問合せ 税務課 収税担当 ☎62-2153

をおす

すめして

付は口

税強化月

方々のお宅を重点的に中心に各種税金等を滞納、機強化月間とし、税務調

る方

に訪問

納め忘れることがなく、納付的に引き落とされることにより的に引き落とされることによりのに引き落とされることによりのでは、

別間中は、加

す

行も町内を冬

Ħ

内を各班

問お書融印《公合願』機鑑納□

5

62 2

1 5 3

《□座振替のできる金融機関》 ◎埼玉りそな銀行 本・支店 ◎均子な銀行 本・支店 ◎均子な銀行 本・支店 ◎均子な銀行 本・支店 ○方玉中央農業協同組合 本・ 支店 ○武蔵野銀行 本・支店 (・届出 を込金出

町税等は、納税者の皆様が期 でいると延滞金が加算され納付 ていると延滞金が加算され納付 でいると延滞金が加算され納付 が困難になるばかりではなく、 が困難になるばかりではなく、 が困難になるばかりではなく、 が困難になるばかりではなく、 が困難になるばかりではなく、 が困難にとっても貴重な町税を けることにつながりかねません。町にとっても貴重なで利益を受けることにつながりかねません。 があ整理に費やすことになるため、納期内納付にぜひご協力く ださい。 が、納期内納付にぜひである。 が、納期内納付にぜひである。 ださい。 でいるとで、自主が、国でに自主が、 問 合 62 せ 税務課 収税 担当

な

て利用できる確実・安全・便利く、一度手続きをすれば継続し場所に現金を持ち歩く必要もな

なり利

口座振替をおすする一度手続きをする

利

8

します

納期内納付にご協力を

町 では、 月間です 毎年 税務と

LI

税務課 5月は 協課職員を招募して

税務課

替をご利用ください納税は便利な口座に

15

いを収